

独国青財第7号  
令和6年6月25日

取引停止措置通知書

東京都墨田区押上一丁目1番2号  
東武トップツアーズ株式会社  
代表取締役 百木田 康二 殿

独立行政法人国立青少年教育振興機構  
理事長 古川 和



下記理由により貴社を取引停止としましたので通知します。

記

1. 取引停止

取引停止措置期間：令和6年6月25日から令和6年7月24日（1か月）

2. 事実概要

東武トップツアーズ株式会社は、青森市が発注する新型コロナウイルス感染症患者移送業務において、独占禁止法第3条の規定に違反する行為を行っていた旨、令和6年5月30日付で、公正取引委員会が公表した。

3. 取引停止措置の理由

上記の事実が、「独立行政法人国立青少年教育振興機構が発注する契約に係る取引停止等の取扱要項」別表第2の措置要件第3項（独占禁止法違反行為）に該当するため。

○問い合わせ先

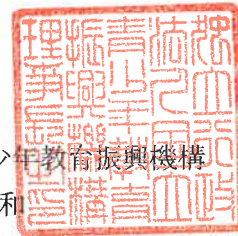
独立行政法人国立青少年教育振興機構  
財務部財務課調達管理室事業支援第二係  
電話 03-6407-7688

独国青財第7号  
令和6年6月25日

## 取引停止措置通知書

東京都品川区東品川二丁目3番11号  
株式会社 JTB  
代表取締役 山北 栄二郎 殿

独立行政法人国立青少年教育振興機構  
理事長 古川 和



下記理由により貴社を取引停止としましたので通知します。

### 記

#### 1. 取引停止

取引停止措置期間：令和6年6月25日から令和6年7月24日（1か月）

#### 2. 事実概要

株式会社 JTB は、青森市が発注する新型コロナウイルス感染症患者移送業務において、独占禁止法第3条の規定に違反する行為を行っていた旨、令和6年5月30日付けで、公正取引委員会が公表した。

#### 3. 取引停止措置の理由

上記の事実が、「独立行政法人国立青少年教育振興機構が発注する契約に係る取引停止等の取扱要項」別表第2の措置要件第3項（独占禁止法違反行為）に該当するため。

#### ○問い合わせ先

独立行政法人国立青少年教育振興機構  
財務部財務課調達管理室事業支援第二係  
電話 03-6407-7688

独 国 青 財 第 7 号  
令 和 6 年 6 月 2 5 日

取引停止措置通知書

東京都新宿区西新宿二丁目6番1号  
近畿日本ツーリスト株式会社  
代表取締役 瓜生 修一 殿

独立行政法人国立青少年教育振興機構  
理事長 古川 和



下記理由により貴社を取引停止としましたので通知します。

記

1. 取引停止

取引停止措置期間：令和6年6月25日から令和6年7月24日（1か月）

2. 事実概要

近畿日本ツーリスト株式会社は、青森市が発注する新型コロナウイルス感染症患者移送業務において、独占禁止法第3条の規定に違反する行為を行っていた旨、令和6年5月30日付で、公正取引委員会が公表した。

3. 取引停止措置の理由

上記の事実が、「独立行政法人国立青少年教育振興機構が発注する契約に係る取引停止等の取扱要項」別表第2の措置要件第3項（独占禁止法違反行為）に該当するため。

○問い合わせ先

独立行政法人国立青少年教育振興機構  
財務部財務課調達管理室事業支援第二係  
電話 03-6407-7688